

令和3年度佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営状況からの回復を図るため、デジタル技術等の新たな技術を用いて、新しい生活様式に対応した商品・サービスの開発、販売及び業務の管理などの事業活動を行うことにより、生産性の向上に積極的に取り組む中小企業者等に対し、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本店を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと。
- (4) 次に掲げる各号のいずれにも該当しないこと。

ア 令和2年度佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進事業の採択を受けた者

イ 国立大学法人、地方独立行政法人その他の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人

ウ 店舗型性風俗特殊営業その他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者及び店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行う者その他の同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

エ 政治団体

オ 宗教上の組織又は団体

カ アからオまでに掲げる者のほか、第1条に規定する趣旨に照らし、適当でないとして市長が判断する者

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)

- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (補助金の交付)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 補助事業を実施する補助事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 3 補助事業の実施にあたっては、佐賀市中小企業・小規模企業振興条例（令和2年3月24日条例第2号）の趣旨を踏まえ、市内事業者への発注に努めなければならない。
- 4 本事業の実施期間は、事業実施年度の2月末日までとする。
(補助金の対象経費及び補助率等)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助率及び補助金の上限額は、別表第1のとおりとする。
- 3 補助金を計算する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 補助事業者は、国若しくは地方公共団体又は民間団体等から、委託事業の受託又は事業に対する助成金等の交付決定を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、補助金の補助対象経費とすることはできない。
- 5 補助対象経費は、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)を除くものとする。

(補助事業の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に実施要領に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により交付申請書を提出するときは、補助対象経費 から消費税等仕

入控除税額を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、第4条第5項の規定に関わらず、この限りでない。

(補助事業の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第5条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に関する消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業等の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付変更申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)に第5条第1項に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものについては、市長の承認を要しないものとする。

(1) 変更後の補助対象経費の額が、変更前の補助対象経費に比して20パーセント以内の減額変更をするとき。

(2) 物品の購入等について、同等の機能を有するものに変更しようとするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、軽微な変更と認められるもの。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の変更申請書の提出があったとき、又は前項の報告があったときは、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付変更通知書(様式第4号)により交付決定の内容を変更することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の実績を報告しようとするときは、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に実施要領に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過した日又は補助年度の2月末日のうちいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第6条第3項の適用を受けた補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するときは、補助対象経費から消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第17条ただし書に規定する市長が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、補助事業が完了した日の翌日から起算して当該補助事業に係る機械装置等(以下「補助機械装置」という。)について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)が定める耐用年数(以下「耐用年数」という。)を経過する日までの期間とする。

2 補助事業者は、処分制限期間において補助機械装置を処分しようとするときは、財産等処分承認届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の場合の納付金)

第12条 前条第2項の場合において、補助事業者は、交付された補助金の額に補助機械装置の処分の日の翌日から処分制限期間の末日までの年数(1年未満の端数の期間は切り捨てるものとする。)を乗じ、かつ、耐用年数で除して得た額に相当する額(補助事業が完了した日後処分の日までの間に補助機械装置の修理等のため補助事業者が負担した経費がある場合は、これに相当する額を控除した額。以下「納付金」という。)を市に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助機械装置を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市は納付金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類のほか、補助事業により取得した財産を記載した台帳を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間これらを保管しなければならない。

(財産の管理)

第14条 補助事業により取得した財産は、前条の規定により整備した財産台帳をもって適正に管理し、財産の処分には、規則第17条を遵守しなければならない。

(報告の徴収)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業実施後の成果について報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

別表第1

	補助率	補助上限額
伝統的地場産品の産地事業者以外の中小企業者が行うデジタル技術を活用した生産性向上に資する取組に関する事業	補助対象経費の4分の3以内	400万円
伝統的地場産品(※1)の産地事業者(※2)が行うデジタル技術を活用した生産性向上に資する取組に関する事業	補助対象経費の5分の4以内	

※1 伝統的地場産品とは、佐賀県伝統的地場産品振興対策要綱(平成5年制定)に基づき指定された佐賀市内の伝統的地場産品をいう。

※2 産地事業者とは、伝統的地場産品の製造・販売業を主たる事業として営み、伝統的地場産品の製造される地域に主たる事業所を有する中小企業者をいう。

別表第2

経費区分	内容	備考
報償費	専門家謝金	※業務委託における専門家謝金については、報償費から除外。委託費にて対応すること。
旅費 (費用弁償)	専門家旅費	※業務委託における専門家旅費については、報償費から除外。委託費にて対応すること。
備品購入費	補助事業のために使用する機械・装置、工具・器具、専用ソフトウェア・情報システムの購入に要する経費	※機械設置費については、備品購入費から除外。委託料にて対応すること。
使用料及び賃借料	補助事業のために使用する機械・装置、工具・器具、専用ソフトウェア・情報システムの借用に要する経費	※補助対象期間を超える契約の場合は、補助対象期間終了日までを対象とする。
委託料	事業実施のためにかかるコンサルティング費用 システム設計・構築費、機器設置・設定作業費、保守業務委託費	※補助対象期間を超える契約の場合は、補助対象期間終了日までを対象とする。
その他	その他市長が必要と認める経費	

様式第1号（第5条関係）

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業
補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住所
事業所名
代表者氏名 ⑩

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付要綱5条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和3年度	補助事業の名称	佐賀市中小企業・小規模企業 生産性向上推進支援事業
補助事業等の目的及び内容			
補助事業等の経費所要額		円	
交付申請金額		円	
補助事業等の 完了予定年月日		年 月 日	
添付書類		事業計画書、収支予算書、誓約書、 法人等の登記事項証明書等の写し、 市税に滞納がないことの証明、 見積書、導入物品等の仕様が分かる書類	

※完了予定年月日は、事業に係る費用の支払を完了する日以降とする。

様式第2号（第6条関係）

佐市工第 号
年 月 日

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業
補助金交付決定通知書

様

佐賀市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

補助年度	令和3年度	補助事業 の名称	佐賀市中小企業・小規模企業 生産性向上推進支援事業
補助事業等の 目的及び内容			
交付決定額	円		
交付条件			

様式第3号（第7条関係）

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業
補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住所
事業所名
代表者氏名 ⑩

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付決定内容については、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和3年度	補助事業 の名称	佐賀市中小企業・小規模企業 生産性向上推進支援事業
補助事業等 の変更の内容			
補助対象経費	(変更前) (変更後) (差 額)		
変更の理由			

様式第4号（第7条関係）

佐市工第 号
年 月 日

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業
補助金交付変更通知書

様

佐賀市長



年 月 日付けで申請又は報告のあった補助金等の交付
決定内容については、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助
金交付要綱第7条第4項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補助年度	令和3年度	補助事業 の名称	佐賀市中小企業・小規模企業 生産性向上推進支援事業
補助事業等 の変更の内容			
変更後の交付 決定金額			
変更後の 交付条件			
変更の理由			

様式第5号（第8条関係）

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業
実績報告書

年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住所
事業所名
代表者氏名 ⑩

事業等の実績について、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	令和3年度	補助事業の名称	佐賀市中小企業・小規模企業 生産性向上推進支援事業
補助事業等の完了年月日	年 月 日		
補助金等の交付決定金額	円		
補助金等の既交付金額	円		
補助事業等の経費精算額のうち補助対象金額	円		
添付書類	事業実施報告書、収支決算書、成果報告書、補助対象経費の契約額を証明する書類の写し（契約書、請求書等）、補助対象経費の支払いを証明する書類の写し（領収書等）、取得財産管理台帳の写し、事業実施を確認できる写真		

※完了予定年月日は、事業に係る費用の支払を完了する日以降とする。

様式第6号（第9関係）

佐市工第 号
年 月 日

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業
補助金確定通知書

様

佐賀市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	令和3年度	補助事業 の名称	佐賀市中小企業・小規模企業 生産性向上推進支援事業
補助金等の交付決定金額			円
補助事業等の経費精算額 のうち補助対象金額			円
補助金等の交付確定金額			円

様式第7号（第10条関係）

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業
補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住所
事業所名
代表者氏名 ⑩

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	令和3年度	補助事業 の名称	佐賀市中小企業・小規模企業 生産性向上推進支援事業
補助金等の交付決定金額			円
補助金等の交付確定金額			円
交付請求金額			円
今回請求後の未請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 店 信組	
	口座番号	当座・普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

様式第8号（第11条関係）

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業
財産等処分承認届出書

年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住所
事業所名
代表者氏名 ⑩

令和 年度佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請するとともに、同要綱第12条第1項に基づき算出した額を納付いたします。

補助 年度	年度	処分制限 期間	年	経過年数	年
取得財産の品目	※取得財産管理台帳から今回処分する機器名を記載				
取得年月日	年 月 日				
取得価格（税抜き）	円				
処分予定年月日	年 月 日				
処分価格（税抜き）	円				
納付金額（税抜き）	円				
処分の方法	転用・有償譲渡・無償譲渡・無償貸付・ 抵当権の設定・取壊又は廃棄				
処分の理由					

【添付書類】 処分価格の積算資料、納付金額の積算資料
補助金交付決定通知書及び補助金確定通知書の写し